

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
計画全般に関すること		
1	各施策の要点が盛り込まれており、重点事業も納得できる内容です。一方、国際都市として、時代を反映するSDG sの視点も計画に盛り込んで頂きたい。	本市における食の安全に係る施策全般の方向性を定めている「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」において、本市の施策とSDG sの関係性を示しております。本計画はこの基本方針の具体的な年度毎の計画として位置づけられていることから、SDG sの視点も含まれております。
2	新型コロナウイルス感染症のような突発的な事案が発生した際の対応についても記載が欲しい。	予期しない突発的な事案が発生した際は、「5 関係機関との連携及び実施体制（p.12）」のとおり、庁内関係課並びに国、宮城県と連携して取り組んでまいります。
令和4年度の重点事業に関すること（p.2）		
3	飲食店などで、生レバーや生肉を供していると思われるようなメニューや広告を見ることがあります。そういうものを規制し、消費者が誤解しないようにすることも大切だと思います。	牛レバーや豚肉を生食用として提供する行為は法律により禁止されていることから、引き続き飲食店等に対して重点的に指導してまいります。また、消費者も正しく理解することが重要であることから、様々な機会を捉えて、加熱不十分な食肉のリスクを啓発し、食中毒防止を呼び掛けてまいります。
1. HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導に関すること（p.3）		
4	改正食品衛生法により、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことは、食の安全性確保の大きな一歩です。これを実効あるものにしていくためには、食品等事業者が自主的な取り組みを進めることができるように、行政による適切な監視指導が必要です。	食品等事業者の規模や事業内容に応じて効果的に監視指導を実施するとともに、HACCPの実務に関する講習会を開催する予定です。また、食品衛生推進員との連携による食品等事業者への技術的支援や（公社）仙台市食品衛生協会の食品衛生指導員による地域の巡回活動を通じて、引き続き、食品等事業者の自主衛生管理の取り組みを支援してまいります。

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
5	<p>「1 HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導（3）食品等事業者による自主衛生管理の取組みに対する支援（p.3）」に食品衛生優良施設の表彰施設を市ホームページで公表する旨の記載がありますが、表彰施設は令和3年度版「食の情報館」にも掲載されているので、このことも併記してください。また、より多くの市民へ情報提供するために、表彰施設の「市政だより」への掲載についてご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">（他に同様意見2件）</p>	<p>市政だよりには掲載基準が定められており、保健・税等表彰者は掲載しないこととされています。今後も食品衛生の推進のため、優良な施設を表彰し、模範施設として食の情報館や市ホームページ等で公表します。</p> <p>ご意見を受けまして、「1 HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導（3）食品等事業者による自主衛生管理の取組みに対する支援（p.3）」の文言を一部修正しました。</p>
6	<p>HACCPが完全制度化されたことにより、食品衛生推進員及び食品衛生指導員の活動が、食品等事業者の自主衛生管理の推進に、これまで以上に大変重要になってきます。高齢化や後継者不足などの問題もあることから、技術的な支援だけではなく、HACCP 推進者育成講習会などを開催し、HACCP 管理手法に精通した食品衛生推進員及び食品衛生指導員などの人材の育成が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（他に同様意見2件）</p>	<p>食品衛生推進員及び食品衛生指導員の活動は、食品等事業者の自主衛生管理の推進に大きく寄与していることから、引き続き研修の実施や支援により人材の育成に努めてまいります。</p>
7	<p>「1 HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導（p.3）」について、食品等事業者間での取り組みの実態は、内容格差が著しい。営業施設の監視・指導の要件を加えて頂きたい。</p>	<p>「1 HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導（1）監視指導（p.3）」に記載してありますとおり、中小規模の食品等事業者に対しては、各事業者団体が作成したHACCP導入の手引書を活用し、施設の規模や実態に合わせた衛生管理を指導します。</p>

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
2. 製造・加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実に関すること（p.4～p.7）		
8	<p>仙台市内の特産物（野菜、魚介類）に焦点を当てた食品群別の監視項目のポイントを加えると具体的で、実効性が上がると思う。さらに、本計画の携帯性を高めるためA5判程度のサイズで製本してほしい。また、各年度で改定もあると思うので、加除式、ファイル形式にしてはどうか。関係機関などのメールアドレスも追加してほしい。</p>	<p>食品は広域に流通していることから、仙台市の特産品も含めて、食品の生産・製造・流通状況や食品関係施設の実態、食中毒をはじめとした食品衛生上の危害発生状況を考慮しながら、総合的に取り組んでいるところです。製本の仕様や装丁については、今後の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>食中毒対策は未然防止の観点での取り組みが必要と考えます。ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、調理従事者の正しい手洗いや健康管理が重要です。HACCPに沿った衛生管理をすることが、ノロウイルスによる食中毒の未然防止につながることを食品等事業者に対して周知し、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう指導してください。</p> <p style="text-align: right;">（他に同様意見2件）</p>	<p>ご意見のとおり食中毒対策は未然防止の観点での取り組みが重要と考えておりますので、今後ともHACCPに沿った衛生管理が適正になされているかどうか、ノロウイルス対策をはじめとする食品衛生のリスク管理の観点から、施設の規模や取り扱う食品等に応じた衛生指導に取り組んでまいります。</p>
10	<p>ノロウイルスによる食中毒防止対策は、手洗いが重要です。新型コロナウイルス対策としてアルコール消毒が行われており、ノロウイルス対策もアルコール消毒で十分だと誤解されているため、正しい手洗い方法について市民に情報提供することを記載してください。</p> <p style="text-align: right;">（他に同様意見2件）</p>	<p>「4 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進 （5）消費者への情報提供②食品衛生に関する情報提供（p.11）」に記載してありますとおり、市政だよりや食品衛生出前講座、市ホームページなどを通じて、衛生知識の向上を図るための取組みに努めるとともに、手洗いの重要性や正しい手洗い方法についても引き続き情報提供してまいります。</p>

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
11	<p>これまで「いわゆる健康食品」の健康被害情報の収集は制度化されておらず、被害の発生・拡大の防止の面に課題がありました。食品衛生法改正により『特別の注意を必要とする成分』について厚生労働省が決め、その成分を含有する食品の製造者や販売者は、健康被害が起きた際に保健所へ届出ることが義務付けられました。「いわゆる健康食品」の表示の真正性を確認する調査を実施してください。</p> <p>（他に同様意見2件）</p>	<p>「2 製造・加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実（3）流通食品の監視指導②健康食品の監視指導（p.7）」に記載してありますとおり、健康食品の監視指導につきましては、適正な食品表示がされているかの確認を含めて、健康増進法並びに医薬品医療機器等法の所管課との連携により取り組んでまいります。</p>
12	<p>インターネット等を利用して海外から購入する海外の医薬品等は、医薬品医療機器等法に基づく品質等の確認がなされていません。医薬品等に限らず、インターネット等で個人輸入できる「いわゆる健康食品」として販売されている製品について調査し監視指導計画に入れてください。</p> <p>（他に同様意見2件）</p>	<p>インターネット等を利用して自家消費目的で海外から食品を個人輸入すること自体は食品衛生法の規制を直接受けるものではありませんが、当該食品による健康被害の情報を入手した場合には、必要に応じて国や関係機関と連携して対応してまいります。</p>
13	<p>「2 製造・加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実（1）食品関係施設の監視指導、苦情調査等③夏季及び年末一斉監視（p.5）」の4行目について、「重点的に市民に注意喚起、事業者に監視指導を実施します」と追記して頂きたい。</p>	<p>「4 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進（5）消費者への情報提供（p.10）」に記載してありますとおり、市民への情報提供は、食品衛生月間等のイベントや市政だよりや食品衛生出前講座、市ホームページなどの媒体を活用して取り組んでまいります。</p>

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
4. 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進に関すること（p.9～p.11）		
14	<p>消費者、生産者、食品等事業者及び行政の相互理解を深めるため、様々な意見交換会やZOOM研修会を開催して頂く他、リスクコミュニケーションの支援、仲介できる人材を育成することが重要だと思います。</p>	<p>消費者、生産者、食品等事業者及び行政の相互理解を深めるため、引き続き意見交換会等を開催してまいります。また、より多くの方々に参加して頂くため、オンライン配信の導入も検討するとともに、必要な人材育成に取り組んでまいります。</p>
15	<p>今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されますが、市民への食中毒注意喚起もより一層強く発信し、食品事業者、施設等にも更なる意識の向上を願いたいと思います。消費者の立場から、積極的に市民に啓発する機会を設けて頂きたい。また、食の安全について、幅広い年齢層に関心を持ってもらえるよう、様々な媒体で発信していきたい。コロナ禍で、手洗い、うがい等への意識が高い今こそ、食中毒への注意喚起や、食の安全に関する興味を高めたいと思います。</p>	<p>市民への啓発については、様々な媒体を活用していくとともに、せんだい食の安全サポーター活動並びにせんだい食の安全情報アドバイザーの活動を通して、引き続きリスクコミュニケーションと情報発信に取り組んでまいります。</p>
16	<p>「食の情報館」を市のホームページに掲載し、スマホで手軽に見れるように閲覧環境を整えて頂きたい。「食の情報館」は消費者にとっても事業者にとっても価値ある情報誌です。リスクコミュニケーションの推進の為、「食の情報館」が有効活用されることを望みます。</p>	<p>「食の情報館」は食の安全に関する最新情報を掲載し、年1回発行している食品衛生情報誌です。市民が入手できるように、区役所や市政情報センター等に配架するとともに、市ホームページからも閲覧することができます。今後とも、食の安全に関する情報発信に取り組んでまいります。</p>

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
その他感想等		
17	<p>衛生監視が想像以上に厳しく行われていることが分かりました。</p> <p>せんだい食の安全サポーターの活動に参加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動内容の変更を余儀なくされ、とても残念に思っています。これからもサポーター活動の事業を継続してほしいです。</p>	<p>せんだい食の安全サポーター事業は、リスクコミュニケーションの主要事業として今後も継続してまいります。</p>
18	<p>計画中間案拝読いたしました。具体的な取り組みなど、全て網羅されている。実践することが全てです。計画だけは立派だが実行が伴わないことではいけません。</p>	<p>市民の健康を第一に考え、本計画に基づき、食品関係施設に対する監視指導や流通食品の検査等、各取り組みを着実に実施し、食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
19	<p>リスクコミュニケーションや食の安全に関する情報提供は大切だと思います。市民が楽しみながら参加できることがポイントだと思います。また、食品の製造加工から消費までの各段階における取り組みは非常に重要であり、検査体制の強化と徹底した監視指導に期待します。</p>	
20	<p>HACCP制度化により、原則として全ての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことについて、今後の衛生指導の重要性を感じます。※監視の頻度や内容等、しっかりと計画に掲げられていると思います。計画の実施にあたり、マンパワーの面からも十分に組み込んでいただくことを望んでおります。</p>	

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
21	<p>令和4年度食品衛生監視指導計画の重点事業として具体的な取り組みが掲げられており、庁内関係各課や、国、他自治体等と連携を図りながら進めていくとされています。各関係者によるオープンな情報交換のもと、風とおしの良い連携が図られることを望んでいます。</p>	<p>庁内関係課で構成する食品安全対策推進会議を開催する等、引き続き庁内で連携しながら取り組んでまいります。また、広域的な大規模食中毒の発生等、行政区域をまたぐ広域的な連携が必要な場合には、東北広域連携協議会による国や他自治体との相互連携により適切に対応してまいります。</p>
22	<p>「令和4年度仙台市食品衛生監視指導計画中間案」は、HACCPに沿った衛生管理、食肉等の加熱不足による食中毒防止、リスクコミュニケーションの推進を中心に多方面にわたり詳細に指導計画が作られている。用語の説明も充実しており、一般の人でも理解しやすい。政令都市なので仙台市独自の指導計画を作る必要があると思われませんが、近郊の利府、富谷、岩沼、名取市などは仙台圏の影響を大きく受けます。宮城県の指導計画と相違はあるのでしょうか？</p>	<p>食品衛生監視指導計画は、自治体毎に地域の実情等を踏まえて策定されているものです。本市においても、食中毒の発生状況や食品等営業施設の設置の実情を勘案して策定しております。仙台市近郊の市町においては、当該区域を所管する宮城県が独自に計画を策定しております。「5 関係機関との連携及び実施体制（4）国や他自治体との連携（p.13）」にも記載しているとおおり、宮城県をはじめ、近隣自治体とも連携してまいります。</p>

令和4年度食品衛生監視指導計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方

No.	ご意見（要約）	本市の考え方
具体的な事業へのご要望など、上記に分類が困難なご意見（内部資料）		
23	<p>仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが有効と考えます。</p> <p>食の流通が広域化する中で、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え国際的な衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理の実施を導入することで、食品衛生のレベルアップに大きく貢献することになり、食中毒の防止のほか、食中毒被害の拡大防止にもつながります。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させること、地産地消の推進及び国際都市としての食の安全の確保等が求められています。</p> <p>仙台市民の生命・健康が最優先という視点や、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（他に同様意見2件）</p>	<p>食品は広域的に流通することから、その安全性確保に関しては市独自の条例ではなく、国や都道府県単位での統一的な基準に基づき、相互に連携した取組みをすすめることが重要と考えております。食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、食の安全性の確保のための措置を講ずることを基本理念に掲げています。本市ではこの考え方を踏まえ、消費者や事業者等で構成する食品安全対策協議会での審議を経て策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づき、市民の健康が第一という認識のもと、総合的に施策を推進しているところです。本計画ではこの考えのもと、HACCPに沿った衛生管理の監視指導を重点事業に掲げ、市内のすべての食品等事業者が衛生管理の向上に向けた自主的な取組みを進めることができるように、計画的に取り組んでまいります。</p>